

令和4年度保存版

保護者様

令和4年9月2日

京都市立境谷小学校
校長 山野 真里子

災害時(台風・地震・特別警報等)に対する非常措置について

初秋の候、保護者の皆様には、益々ご健勝にてお過ごしのことと存じます。日頃より本校教育推進のため、ご協力・ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本校におきましては、災害時(台風・地震・特別警報等)に下記の通り非常措置をとらせていただきますので、ご確認ください。

今後、地震(震度5弱以上)や台風が接近する事がありましたら、テレビ・ラジオ等の報道に注意していただきたいと存じますようお願いいたします。

記

【台風等に対する非常措置】

台風により京都市(※テレビやラジオにおいては、「京都南部」または「京都・亀岡」地域と報道される場合があります。)に「特別警報(※大雨、暴風など6種類)」または「暴風警報」が発表された場合。

1 特別警報について

(1)登校前に発表された場合

- ・「特別警報」が解除されるまでは命を守る行動をとることを優先し、登校を見合せ、自宅待機させてください。

(2)「特別警報」が解除された場合

- | | |
|------------------|--|
| ・午前0時までに解除になった場合 | 5校時(13時40分)から始業 給食は中止
13時10分に登校班集合場所に集合 |
|------------------|--|

- | | |
|--------------------|------|
| ・午前0時現在、特別警報発表中の場合 | 臨時休業 |
|--------------------|------|

2 暴風警報について

(1)登校前に発表された場合

- ・「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合せ、自宅待機させてください。

(2)「暴風警報」が解除された場合

- | | |
|------------------|------|
| ・午前7時までに解除になった場合 | 平常授業 |
|------------------|------|

- | | |
|------------------|---|
| ・午前9時までに解除になった場合 | 3校時(10時40分)から始業 給食あり
10時10分に登校班集合場所に集合 |
|------------------|---|

- | | |
|-------------------|--|
| ・午前11時までに解除になった場合 | 5校時(13時40分)から始業 給食は中止
13時10分に登校班集合場所に集合 |
|-------------------|--|

- | | |
|---------------------|------|
| ・午前11時現在、暴風警報発表中の場合 | 臨時休業 |
|---------------------|------|

3 在校中に特別警報や暴風警報が発表された場合

- ・直ちに臨時休業とした上で、下校の安全が確認できるまで学校に留め置くこととし、その後、以前ご提出いただきました「非常措置時の児童の引渡し」のご回答の通り対応いたします。また不測の事態においては保護者との連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

4 大雨警報、洪水警報等が発表された場合

- ・大規模かつ長期間にわたる浸水、土砂崩れ、洪水等が予想され、全市規模で「避難指示」が発令されている場合や、発令の可能性がある場合は、教育委員会において全市立学校の臨時休業等を決定することがあります。その場合には、学校ホームページやPTAメール等で最新情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

☆通常は「大雨警報」「洪水警報」は非常措置の対象にはなりません。上記は特別な場合です。

5 土砂災害・水害についての措置について

- ・境谷小学校の敷地は「土砂災害警戒区域」に含まれていないため、学区に土砂による避難指示が発令された場合、原則として休業措置は取りません。
- ・ただし、本校区は「小畠川の浸水想定区域」であるため、水害による避難勧告等の発令対象地域です。本校区に水害の「避難指示」が発令された場合は、暴風警報が発表された場合に準じた措置となります（引き渡し帰宅、途中登下校、臨時休業措置など）。

※境谷小学校は「災害時における指定緊急避難場所（水害）」に指定されています。

【地震に対する非常措置】

I 京都市に震度5弱以上の地震があった場合

- ・下校後、深夜0時までに京都市域に震度5弱以上の地震が発生した場合 ⇒ 翌日を臨時休業

- ・深夜0時以降、登校時までに発生した場合 ⇒ 当日を臨時休業

- ・休業日、休業前日に発生した場合 ⇒ 原則として休業明けの登校日を臨時休業

※ただし、この場合、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、メール配信・ホームページにより、授業等を実施する旨を連絡します。

- ・臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

- ・在校中に発生した場合、ただちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認されるまでは学校に留め置くこととします。

- ・帰宅については、原則、全児童は学校での保護者への引渡し帰宅となります。

☆引き渡し方法に変更があった場合は、早急に学校へお知らせください。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。